



(防衛施設 告示素案 現行第一種区域から縮小する区域)

**横田飛行場に係る
第一種区域等の見直しについて**

(東京防衛施設局からのお知らせ)

1 横田飛行場における平成15年度騒音度調査の結果

現在の住宅防音助成区域は昭和52年の騒音度調査の結果に基づき官報告示していますが、当時と比べて航空機の騒音状況に変化が見られ、また、当初からの希望者に対する住宅防音工事が100%完了していることなどから、平成15年度に航空機に係る音響の調査機関に委託し、専門的科学的手法を用いて調査を行いました。

調査結果によると、騒音に大型ジェットの飛行回数が南北方向共に約5割減少したことにより、第一種区域の面積が約5千ヘクタールから約2千5百ヘクタールに縮小しています。

2 見直し作業の状況

騒音度調査の結果に基づき作成された騒音コンター

は、平成13年度までに当初から工事を希望する世帯の助成を完了している状況です。が、今回の見直しにより縮小される区域内に所在する世帯については、1年6か月程度、従前の住宅防音工事等の助成を行うこととしています。

3 縮小区域の経過措置

住宅防音工事については、平成13年度までに当初から工事を希望する世帯の助成を完了している状況です。

この素案については、平成17年7月15日付で東京都知事及び埼玉県知事を通じ、関係自治体に意見聴取を行ったところであり、今後新たな区域を官報告示する予定です。

保険・年金だより

■信頼できます「国民年金」

▽国民年金はつぶれません

長期的な視点に立ち、末永く安定した制度とするため

国が責任をもって運営して

おり、決してつぶれることは

ありません。

▽払い損ではありません

本来損得の観点から考え

るべきものではありません

が、あえて納める保険料と受

けられる年金の額を計算し

ても、平均的に長生きすれ

ば、支払った保険料の総額よ

り生涯受け取る年金額の合

計の方が大きくなります。

▽国民年金は、貯蓄や私的

年金とは違います

▽税制上も有利です

保険料は、確定申告の際、

全額が社会保険料控除の対象として認められています。

▽第3号被保険者の届出もれはありませんか?

本年4月から、国民年金第3号被保険者の届出忘れに

より、国民年金保険料の未納とされていた期間が、新たに

届出することにより、保険料納付済期間となる特例の

措置がとられています。年金

額に反映されますので、

過去に届出もある方は、

は、忘れずに届出を。

▽軽減内容(福)限度額適用認定証を提示すると1か月の自己負担上限額が次のようになります。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手続(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手続(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき

交付された

〔福〕限度額適用認定証、「福医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽手續(福)医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所1階⑤番の窓口で〔福〕限度額適用認定証の交付申請をしてください。

▽国民年金の年金額の3分の1は国庫負担です。

方には、保険料が免除または納付猶予になる制度もあります。

役所1階⑤番の窓口で〔福〕

を必ず医療機関の窓口に提示してください。

▽受診するとき